

# 情報セキュリティ規程

平成 28 年 6 月 27 日  
改正 令和 5 年 4 月 1 日  
改正 令和 5 年 12 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「法人」という。）の取り扱う個人情報、故意、過失、偶然の区別に関係なく、改ざん、破壊、漏洩から保護すると共に、個人情報を利用する職員に対して、情報システムに関する安全管理の重要性及び個人情報の適切な取り扱いと保護についての認識を高め、医療機関としての信頼感と安心感の向上を図ることを目的とする。

## (情報セキュリティポリシー)

第 2 条 情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）は、情報セキュリティ規程（本文書）、医療情報システム運用管理規程、運用手順の 3 つの階層によって構成される。

- (1) 情報セキュリティ規程 情報システムに関する安全管理についての基本姿勢を示したもの
- (2) 医療情報システム運用管理規程 情報セキュリティ規程を受け、項目毎に遵守すべき事項について、組織的対策、技術的対策、人的対策毎に具体的にまとめたもの
- (3) 運用手順 運用管理規程を受けて実施の運用方法について示したもの

## (定義)

第 3 条 情報システムとは、法人で運用する電子カルテシステム及び電子カルテシステムと接続する部門システム並びに接続機器など診療情報を取り扱うシステム及び人事・労務管理システムなど職員情報等の個人情報を取り扱う全てのシステムのことをいう。

## (適用情報)

第 4 条 ポリシーを適用する情報は、情報システムで取り扱う電子情報だけでなく、情報システムへ入力する前の紙媒体の情報や、職員の履歴書等全ての個人情報を適用範囲とする。

## (基本原則)

第 5 条 情報システムは、次に掲げる基本原則により運用する。

- (1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
- (2) 情報システムへの利用に当たっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。
- (3) 情報システムへのコンピューターウィルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対して必

要な対策を講じる。原則、ソフトウェアのインストール及びUSBメモリ等の外部記憶媒体の接続を禁止する。

#### (適用対象者)

第6条 ポリシーは、役職員、契約社員、委託社員、出向社員、派遣社員、パート職員、実習生など法人に勤務する全ての者（以下、「従業者」という。）に対して適用するものとする。ただし、ポリシーの対象となる業務を外部に委託する場合には、別途、本ポリシーに準拠した内容の委託契約を締結しなければならない。

#### (事故及び予防と対応)

第7条 ポリシーの遵守により、情報漏えい等の発生の予防に努める。仮に事故が発生した場合には、その事実を速やかに公表し、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じる。さらに、事業継続計画の策定とその点検を推進する。

#### (管理体制)

第8条 ポリシーの維持管理は、情報システム委員会（以下、「委員会」という。）が行う。各部門の長は、委員会の指示を受け、各部門に置いてポリシーが遵守されるように指導、教育を行う。

#### (情報システム運用責任者)

第9条 情報システム運用責任者（以下、「運用責任者」という）を置き、病院長をもってこれに充てる。運用責任者は、情報システムの安全管理に必要な、組織的、人的、技術的、物理的対策を実施、維持、かつ改善するために不可欠な資源を用意する。また、情報システムを円滑に運用するため、情報システムに関する運用を担当するシステム管理者を置き、情報システム委員長をもってこれに充てる。

#### (情報の管理)

第10条 情報システムで取り扱う情報の取扱は、情報の取得から利用・保管・廃棄までの取扱の流れに沿ったリスク分析を実施し、リスクに対応した適切な取り扱い方法を別に規定し適切に管理・運用する。

#### (保管期間)

第11条 情報システムで取り扱う情報の保管期間は、法令保管期間は別に定める。また、情報システムへのアクセスログを記録し、その記録を1年以上保管する。

#### (利用者の識別)

第12条 情報システムの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止する。

(苦情・質問窓口の設置)

第13条 個人情報の取扱い及び情報システムの運用に関して、本人及びシステム利用者からの苦情及び質問を受け付け、適切かつ迅速な対応を行うために、苦情・質問を受け付ける窓口を委員会に設ける。

(公開基準)

第14条 ポリシーは従業者に公開する。

- 2 IT技術が日々発展していること並びに社会環境の変化を踏まえ適宜改訂することができる。改訂によって変更された内容についても前項同様に公開する。
- 3 公開されたポリシーは重要機密情報である事を認識したうえで取り扱い、原則、外部に公開してはならない。

(標準規格・関連法令)

第15条 委員会事務局は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の改訂状況を確認し、改訂が確認できた場合には標準規格等との整合性を図り、その内容に準拠した規程改訂を行う。

(教育)

第16条 委員会は、個人情報を利用する従業員に対して、情報セキュリティの重要性と個人情報の適切な取り扱い及び安全管理について意識面及び技術面の向上を目的として継続的な教育を行う。

(文書の改廃)

第17条 ポリシーを改訂する場合は、委員会決議・承認及び運用責任者の承認を要する。  
2 各部門で作成した運用手順については各部門長の承認を経て改訂することができる。

(罰則規定)

第18条 委員会は、従業者がポリシーに違反し情報セキュリティに重大な過失を与えて場合、もしくはそれに準ずる悪質な行為などが認められた場合、就業規則に基づき処罰することができる。

附 則

この規程は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。